建設委員会記録

開催日時 平成30年12月12日(水) 13:06~15:24

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

清水 勉 委員長

太田 敦 副委員長

大国 正博 委員

岩田 国夫 委員

乾 浩之 委員

国中 憲治 委員

新谷 綋一 委員

川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長

増田 まちづくり推進局長

石井 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

議第 95号 平成30年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(建設委員会所管分)

議第 96号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(建設委員会所管分)

議第101号 建築基準法施行条例の一部改正する条例

議第103号 道路整備事業にかかる請負契約の締結について

議第104号 道路整備事業にかかる請負契約の変更について

議第105号 奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の変更について

議第108号 奈良県道路公社の解散について

報第 30号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告に

ついて

国家賠償請求事件について 損害賠償額の決定について 損害賠償額の決定について

(2) その他

<会議の経過>

〇清水委員長 ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご承知おき ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより付託を受けました議案の審査結果についてのみのご報告となりますので、あらかじめご 了承願います。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長の順に説明 を願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告をお願い申し上げます。 では、よろしくお願いします。

〇山田県土マネジメント部長 それでは、座って説明させていただきます。

県土マネジメント部所管の11月定例議会提出議案についてです。まず、予算案の概要の2ページをお願いします。

公共土木施設災害復旧事業と河川災害関連事業は台風20号、21号、24号の災害への対応で、上が被災した公共土木施設の復旧、下が被災した護岸等の河川構造物を復旧するための費用でございます。国費の入り方が変わっています。

次に、5ページをお願いいたします。給与改定に伴う増額ですが、人事委員会からの勧告を踏まえまして、給与の改定をお願いしています。5億4,312万円余りのうち、県土マネジメント部、まちづくり推進局に関するものは2,575万円余りでございます。よろしくお願いいたします。

次の6ページをお願いいたします。債務負担行為補正の追加の1つ目でございます。河 川災害関連事業にかかる契約でございますけれど、寺川ほか22河川の適正な工期を確保 するために債務負担行為の追加をお願いします。

債務負担行為補正の変更に係る部分です。公共土木施設災害復旧事業にかかる契約がございます。これも同じく、適正な工期を確保するために変更をお願いするものでございます。

続きまして、条例でございます。「11月定例県議会条例」説明資料をお願いします。 1ページ、奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、1、事務処理をする町村の追加ということで、これは、市町村との調整が整った事務について、知事の権限を移譲する改正でございます。具体的には、(1)に書いてございますが、国有財産法に基づきまして、河川法に規定する準用河川に供されている国有財産に係る立ち入り及び境界確定の事務に関して、権限を移譲する町村として高取町を追加したいというものでございます。平成31年4月1日から施行するというものでございます。

平成30年度一般会計補正予算案その他をお願いします。101ページ、議第103号、 道路整備事業にかかる請負契約の締結について、2つございます。

1つ目が、一般国道168号、阪本工区における橋りょう延長106メートルの新阪本橋の上部工事でございます。8億8,463万160円、契約相手方は、ここに書かれているとおりとなります。

2つ目が、一般国道169号、高取バイパスの、平成31年1月に完成予定のトンネル 南側のボックスカルバートの施工でございます。これは、9億8,899万7,040円、 契約相手方は書かれているとおりでございます。

続きまして、102ページをお願いいたします。議第104号、道路整備事業にかかる 請負契約の変更についてでございます。国道169号、高取バイパスのトンネル工事でご ざいます。これは減額でございます。岩の状況が非常によかったので、対策法が少なくな りました。労務単価の上昇分を差し引いても、5,000万円の減額ということでござい ます。

次、106ページをお願いいたします。議第108号、奈良県道路公社の解散についてでございます。第二阪奈有料道路が平成31年4月にNEXCO西日本に移管されることになりまして、奈良県道路公社の業務が完了するということです。地方道路公社法第34条第1項で、業務が完了しますと、道路公社は解散することになっていますので、同法第34条第5項の規定にのっとって、議決を求めるものでございます。

次、108ページをお願いいたします。地方自治法第179条第1項の規定による専決

処分の報告についてでございます。

109ページ、国家賠償請求事件ということで、訴訟の要旨のところにございますが、 県管理の国道169号で、吉野郡大淀町の芦原地内で走行しておりました自動車が路面に あったくぼみを通過した際に損傷し、損害賠償を求める訴訟が提起されて、第一審判決で 原告に過失がなく、全ての過失が本県にあると言われたものでございます。本県では、同様の事例で運転者に過失がないとした事例がないものですから、奈良地方裁判所に控訴して、上級審の判断を仰ごうと考えています。

次に、110ページをお願いいたします。損害賠償額の決定でございます。110ページから111ページにかけて、8件ございます。いずれも県が管理する一般国道または県道で発生した、例えば一番上ですと落石への乗り上げ、真ん中ですと穴ぼこ、一番下は落石による自動車の損傷事故といったぐあいで、賠償をするものでございます。

県土マネジメント部所管の本議会の提出議案は以上でございます。ご審議をよろしくお 願いいたします。

○増田まちづくり推進局長 まず、平成30年11月定例県議会提出予算案の概要でございます。5ページをお願いいたします。上から3つ目、吉野山地区のまちづくり推進事業です。まちづくりの包括協定に基づき、吉野町が実施する吉野山地区における周遊性を高める移動手段の検討に要する費用の2分の1,275万円を吉野町に対して補助を行うものでございます。

続きまして、「11月定例県議会条例」説明資料の3ページをお願いします。建築基準 法施行条例の一部を改正する条例でございます。建築基準法及び建築基準法施行令の改正 によりまして、木造建築物等である特殊建築物の外壁等に関する制限や、自動車車庫等の 外壁に設ける防火設備に関する制限が廃止されました。これに伴い、条例で付加しており ます建築基準法施行条例の制限を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。な お、施行期日は、公布の日としております。

続きまして、平成30年度一般会計補正予算案その他の103ページをお願いいたします。議第105号、奈良公園施設魅力向上事業にかかる請負契約の変更についてでございます。請負契約名は(仮称)登大路バスターミナル新築工事(建築工事)、奥村・山上特定建設工事共同企業体でございます。現在、建物は12月末の完成に向けて進めているところでございますけれども、階段部の目隠しパネルの追加であるとか、店舗スペースの扉の間仕切りの変更によりまして、契約金額1,238万円余の増額となります。

続きまして、108ページをお願いいたします。報第30号、地方自治法第179条第 1項の規定による専決処分の報告についての損害賠償額の決定についてでございます。

この内容につきましては、112ページをお願いいたします。県営住宅の水道管が破損したことによる家財の損傷事故について賠償するものでございます。

まちづくり推進局所管は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇清水委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言を願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了承を願います。 では、付託議案について、順次質問をお願いいたします。

○太田副委員長 私から2点質問させていただきます。

まず、議第101号でございますけれども、先ほどご説明がありましたように、建築基準法が一部改正されたことによりまして、小規模な特殊建築物について、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならないとする、この基準が廃止されて、県でもそれに付するものがなくなったということでございます。この特殊建築物の外壁等に関する制限の廃止でございますけれども、制限を廃止するというと、制限をかけないということになるのかどうか、具体的にどういう形でこの安全性を担保されようとしてるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○松本建築安全推進課長 ただいまの法律の改正に伴って条例を廃止した場合、その安全性の担保についてどうなるかというご質問ですけれども、議第101号は、平成30年9月25日に施行された建築基準法の改正に伴い、改正前の旧法第24条に規定する木造建築物などである特殊建築物の外壁及び軒裏を規制する条例第10条の廃止など、条例の一部を改正するものでございます。国土交通省においては、近年の消防力の向上に加え、同法23条に規定する加熱後20分間損傷が生じないとする準防火性能が外壁に義務づけられていることにより、延焼の抑制といった目的は達成されたとして、30分間損傷が生じないとする防火性能を木造建築物などの外壁及び軒裏に求める規定である同法第24条が廃止されました。

本県においても、全ての建築物の着工棟数の約9割を占める住宅に関して、その都度、 状況を調べてみました。平成25年のデータでは、住宅総数に対して、市街化区域内にお ける屋根及び外壁の不燃化が明確に始まった昭和46年以降の住宅ストックの割合が8 6%を超えていることや、外壁などの不燃材料が多く開発されたことなどからも、条例第 10条が制定された昭和42年当時と比較して、市街地の不燃化が進み、さらに延焼の抑 制につながっているものと考えております。

このようなことから、旧法第24条に規定を付加している条例第10条の役割は既に終わっているものと考えております。以上でございます。

〇太田副委員長 消防力の向上とか、あるいは建築材そのものの防火性が高まっているというお話でございました。

国のほうでは耐火構造を求めないかわりに、警報装置などは法令で技術的基準を定めるとされております。防火上問題がないかどうか、警報装置などを含めた技術的基準を満たしているかどうかは、先ほどのお話の中ではクリアされているだろうということですけれども、それを確かなものとして判断するのは、最終的にはどういう手法になるのか、その点、再度確認をしておきたいと思います。

〇松本建築安全推進課長 警報装置と消防法に基づく消防設備に当たると思うのです。就寝として使う部屋などに設けることになってきますけれども、建築確認申請などできっちり平面図等に図示しまして、また、建物の工事が終わって完了検査するときに確認することとなっております。以上でございます。

○太田副委員長 その後も定期報告なども制度としてあるということですけれども、所有者や管理者が一級建築士などに、その状況を調査をさせて、みずから自治体に報告するというやり方で、所有者任せになっているとお聞きしております。確かに国の建築基準法改正による今回の条例改正ですけれども、私はこれは安易にこの緩和をすべきでないという立場から、この条例については賛成できないということを申し上げておきます。

そして、2点目ですが、議第108号の奈良県道路公社の解散についてですけれども、 これまで奈良県道路公社が行ってまいりました、大気や騒音、あるいは車を走らせて道路 の状況を確認したりといった環境調査というものがあるとお聞きしております。この公社 が解散するに当たりまして、その調査は今後どのようになるのか、その点について確認を しておきたいと思います。

○松田道路建設課長 ただいまご質問ございました環境調査の件でございますが、第二阪 奈有料道路供用以降、固定局と移動局で環境調査をしております。大気質と騒音でござい ます。第二阪奈有料道路がNEXCO西日本に平成31年4月に移管されるということで、 地元に今まではかってきました環境調査の結果などを説明させていただいているところで ございます。

調査結果の内容につきまして、大気質につきましては、年々数値としては下がっていっ

ているところで、環境基準を十分満足しているところでございます。騒音につきましても、 環境基準を満足しているところで、今後どうしていくかにつきましては、現在、地元と協 議をさせていただいているところでございます。

○太田副委員長 先ほどのご説明では、年々大気の汚染なども改善されてきて、基準内に おさまっていると、だから調査をしなくても大丈夫ではないかという発言とも受け取れた のですけれども、地元からお話を聞きますと、昭和63年の道路建設時に、公社と地元と の要望確認書や協定書があって、将来一般道となって道路管理者がかわったとしても、環 境調査は引き続き行っていく、こういう一文があるとお聞きをするのですけれども、この 存在は、県としても確認をされておられるのでしょうか。

〇松田道路建設課長 第二阪奈有料道路の建設、供用に当たりまして、地元自治会と確認 書などを結んでいるというのは存じてございます。ただ、文書を現在持ち合わせておりま せんので、詳しいところまでは把握してございません。

〇太田副委員長 細かいところまで把握されてないということですけれど、地元の方はそこが一番の心配事だとおっしゃっているということは申し上げておきたいと思います。

そして、今回、奈良県道路公社が今までやってきた環境調査が今、宙に浮いてしまっている状態になっておりまして、奈良市がこれからやられるのか、それともNEXCO西日本がやられるのか、そういうことも考えられると思うのです。これまで公社がやってきた調査で、協議中も含めて、どのような調査が今、どういう状態にあるのか教えていただきたいと思います。そこは明らかにしていただけますでしょうか。

〇松田道路建設課長 平成9年の第二阪奈有料道路供用開始以降、調査している内容でございますが、環境調査といたしまして2種類ございます。

大気質のほうは4項目ございまして、二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子 状物質を測定しています。騒音のほうは昼間の騒音と夜間の騒音の2回調査をしています。 大気質のほうは平成9年以降20年間、現在まではかっておりますが、数値は低下傾向で ございます。環境基準は満足してございます。騒音につきましても、騒音の環境基準を下 回っているという結果でございます。

〇太田副委員長 基準内におさまっているかどうかを地元の方は気にしておられるのではなくて、先ほど申し上げたように、昭和63年に公社と地元との間で交わした協定書の一文に、一般道となって、たとえ管理者がかわったとしても、環境調査は行っていくと、この約束がほごにされているところに地元の方は非常に憤りを感じていらっしゃるというの

が今の実態です。公社のほうも奈良市などに投げかけてはいるようですけれども、それも うまくいっていないという状況ということでございますので、ぜひこの環境調査は最初の 約束どおりしっかりと引き続き行っていくことが筋であるということを述べておきたいと 思います。

以上の理由からも、まだそういった点が明確になっていない中で、この議第108号に ついては賛成できないことを申し上げておきたいと思います。

〇清水委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにないようでございます。これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。 続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。順次ご発言をお願いします。 まず、自由民主党さん。

- 〇新谷委員 賛成。
- 〇清水委員長 自民党奈良さん。
- 〇岩田委員 賛成。
- ○清水委員長 公明党さん。
- **○大国委員** 公明党といたしましても、付託されました全議案に賛成をいたします。
- ○清水委員長 創生奈良さん、賛成ですか。はい。

共産党さん。

- **〇太田副委員長** 先ほど申し上げましたように、議第101号と議第108号については 反対させていただきます。
- **〇清水委員長** では、まず、議第101号及び108号については、委員より反対の意見 がございましたので、起立により採決をさせていただきます。

議第101号及び議第108号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を 求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。ご着席願います。よって、議第101号及び議第108号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第95号中、当委員会所管分、議第96号中、当委員会所管分、議第103号、議第104号、議第105号及び報第30号については、原案どおり可決または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。議第95号中、当委員会所管分、議第96号中、当委員会所管分、議第103号、議第104号、議第105号及び報第30号については、原案 どおり可決または承認することと決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

まず、県土マネジメント部長から、奈良県道路整備基本計画の改定骨子案について、まちづくり推進局長から、高齢者居住安定確保計画の改定について、水道局長から新県域水道ビジョンの骨子(案)について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長、まちづくり推進局長、水道局長の順に報告を願います。

〇山田県土マネジメント部長 それでは、奈良県道路整備基本計画の改定骨子案について 説明させていただきます。

奈良県における道路整備に関する施策の基本的方向性を道路整備基本計画としてまとめています。平成26年7月にまとめましたので、平成31年6月まで5年間でございます。今、見直しをかけてございまして、これから骨組み、中身をつくっていくということで、平成31年の2月議会で改定案の概要、6月議会で最終的な改定案を付議していくということになります。

改定する大きな方針をまとめてございますが、左が計画策定以降の主な社会情勢の変化、 真ん中がこれまでの取り組み、右端が今回の改定のポイントでございます。

左の社会情勢の変化でございますが、大きく3つございます。奈良県経済が進展してきたこと、大規模自然災害が、最近非常に増大していること、加速する社会資本の老朽化、が大きくございます。奈良県経済の進展では、よく言われますが、有効求人倍率とか県税収入額の推移、それを支えている基盤整備ということで、企業立地、インバウンドの増加、リニア中央新幹線の開業があります。市町村との連携ということで、まちづくり協定も進めています。

先ほど申し上げた自然災害とかメンテナンスの費用がふえるということを踏まえまして、 これまでの取り組みが真ん中の段でございます。骨格幹線道路ネットワークは、おかげさ まで整備が約43%、おおむね計画どおり進んでございます。また、企業立地支援、生活利便性の向上、観光振興といった目的志向も、先ほど話のありました登大路バスターミナルなど、順次整備が進んでいるところでございます。安全・安心を支える道路として、国道168号、国道169号の事業が随時進んでございます。

一番のポイントは、基本計画の改定をどう進めていくかということで、3つございます。1つ目は、現行計画の選択と集中は堅持させていただきたいと思います。必要なところにしっかりと入れるという大きな方針のもと、経済の進展に対応して、企業立地を促進する、京奈和自動車道の整備推進、こういったものが柱になります。2つ目は、目的志向に、新たにまちづくりを加えたいと思います。下の対比表がございますが、生活利便をまちづくりに変えたいと思います。3つ目は、安全・安心を支える道路整備を新たに項立ていたします。現行で、骨格幹線道路の事業展開箇所表というものをつけているのですが、今回は道路整備プログラムというものをつけて、5年、10年を目途に計画期間内に事業展開を図る主な箇所を明示し、整備目標を設定することを考えてございます。

次のページをお願いいたします。重なりますので、新しいところだけ説明させていただきます。

骨格幹線道路ネットワークの形成、これは、現行でも広域幹線道路と県内ネットワーク がございますが、名阪国道の最適利用に向けた抜本対策等の検討というものを足してございます。また、県内ネットワークの2つ目で、広域防災拠点のアクセス道路の検討という ものを新たにつけてございます。

2番の目的志向で、一番大きく変わりましたのが2つ目の観光振興の項目(案)の1つ 目、世界遺産を結ぶ広域的な周遊観光ネットワーク等、域内交通の充実のところに新たな 柱を持って、力を入れて進めたいと思ってございます。

安全・安心は従前どおりの方針でいきたいと思います。

4番の整備に当たっての条件・配慮事項で、今までの議会質問等で答えておりますが、 まちづくり基本構想の策定に際して、無電柱化、植栽整備、屋外広告物規制等を一つの検 討事項として、必要であれば標準項目として入れたいと思ってございます。

道路整備の進め方は、先ほど申し上げた選択と集中、説明責任、契約・許認可の適正確保と品質向上ということで、従前と変わってございません。

参考に、右下に学識経験者の名前が書いてございまして、奈良県道路整備委員会で検討 いただく予定にしてございます。以上でございます。 **〇増田まちづくり推進局長** 奈良県高齢者居住安定確保計画の改定について説明いたしま す。施策の柱としましては、3つございます。

まず、1つ目の柱としまして、高齢者の住まいの確保への支援でございますけれども、 高齢者が民間賃貸住宅を探される場合に、高齢等を理由に断られるケースが多くございま す。そのようなことに対処するために、まず高齢者が安心して入居できる住宅の確保に努 めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の柱としまして、高齢者が地域に住み続けるための支援でございますけれども、高齢者はこれまで住んでこられた地域に最後まで住み続けたいという方がほとんどであることから、できるだけ日常生活圏が変わらない範囲で、さらにコミュニティーが変わらない地域で暮らし続けていただき、医療・介護・生活支援サービスを受けていただけるような体制づくりが必要であると考えております。

3つ目の柱としまして、高齢者の住まいへの包括的な支援につきましては、今回の計画 はまちづくり推進局より報告させていただいておりますけれども、当局だけでなく、医 療・介護保険局、さらには市町村、民間のさまざまな団体等と連携により、今後、具体的 な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、1の高齢者の住まいの確保への支援であるとか、2の高齢者が地域に住み続けるための支援におきましては、行政や民間団体が持っている情報が高齢者に適切に伝わることが重要でございまして、住宅そのものの情報だけでなく、暮らしの支援情報もあわせていく必要があると考えております。

なお、2枚目を見ていただきますと、これまでの5カ年でどういう取り組みをしたかを まとめています。今回の計画及び具体的な取り組みにつきましては、住まいを基軸にした 横の連携を適切に行っていくことが重要であると考えております。本日報告させていただ いております計画につきましては、今後パブリックコメントを実施した後に、1月に有識 者で構成いたします奈良県住生活推進委員会に諮って、改定案を取りまとめた上で、2月 議会に付議させていただいた上で、3月に改定を行う予定としております。以上でござい ます。

〇石井水道局長 それでは、県営水道を含めまして、県域全体の水道事業の基盤強化を図るために、奈良県におきまして現在策定しております新県域水道ビジョンの骨子(案)につきまして、ご報告をさせていただきます。

水道局報告事項の1ページ目でございます。新県域水道ビジョンの骨子(案)上水道エ

リア・簡易水道エリアをごらんください。水道事業に関しましては、右側、下欄にございますように、人口減少に伴います水需要の減少、水道管路の施設設備の老朽化、それを支える専門職員を中心とした人員の不足というものがございます。それに応えるために、新ビジョン策定の概要に記載のとおり、基盤強化の目標を立てまして、その強化方策といたしまして、県営水道も含めた広域連携の推進などを図ることにより、課題解決に向けて取り組むこととしてございます。

2ページ目をごらんください。上水道エリアの現状と課題、それから新ビジョンでの方向性について記載をしております。課題解決に向けまして、県営水道と市町村水道事業をまずは組織的に一体化する経営統合を行いまして、持続可能な事業運営のための広域連携を進めていくとともに、危機管理体制の再構築による強化、それから水質管理の一元化による安全確保に努めることとしております。

3ページをお願いいたします。簡易水道エリアについてでございます。県水道事業とは若干離れますけれども、全体像のご理解のために少し触れさせていただきたいと思います。新県域水道ビジョンでは、簡易水道事業が置かれております上水道事業以上に厳しい状況を踏まえまして、広域的な支援体制、いわゆる受け皿体制の構築に向けた取り組みなどを進めることとしております。以上でございます。

〇清水委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言をお願いいたします。

○国中委員 道路の管理のことでお尋ねしたい。今現在、国道169号の高原トンネルに 亀裂が入っているということで通行止めになっています。沿線住民の生活、また経済活動 等々が、ストップとまではいきませんけれども、大きな損失を受けています。国土交通省 や土木研究所からも調査に来ていただいているということですけれども、その経過なり、 今後の見通しについて、報告もなかったし、あえて私はここでお聞きしたいのです。現在、 どのような形になっているのか私たちもさることながら、沿線の人たちに対しても、経過 説明等々の方法などを、検討していただいているのかどうかもあわせてお尋ねしたいと思 います。

それともう一つですけれども、先ほどの道路整備基本計画の資料の中で、文言の内容を聞きたい。2番目に、「道路整備のすすめ方」ということで、1番目に評価の重視と「選択と集中」と書いています。B/Cということで、経済効果等々ということになったら、それこそ中山間部の道路など見向きもしてくれないという危険性で、数年前には我々が、

反対だといって署名までした時期があるのです。この評価の内容は、そういうB/Cの評価であるのか。私は、これを危惧しているのです。このことに関して、どのような評価という意味合いか聞きたい。

〇上村道路管理課長 国道169号、川上村迫地内の高原トンネルの通行止めの状況についてご説明いたします。

トンネル内で大きなクラックが発見されたので、国、土木研究所等の専門家にご確認い ただきまして、通行止めとさせていただいているところです。

国道169号は、生活道路でもあり、経済活動を支える幹線道路であると認識しております。今回のトンネルの通行止めに際しては、トンネルの専門家に現地で調査をしていただき、さらに原因究明には地質の面からも調査が必要と聞いております。これら地質の専門家にもご意見を伺い、ご案内のとおり、12月18日には国道169号高原トンネル安全対策検討会を開催させていただきます。これでトンネル内の変状についての原因究明を進めてまいりたいと考えております。

地元説明につきましては、川上村、さらにこの国道169号を頻繁にご利用されている 上北山村、下北山村に対しまして、本日お集まりいただきまして、合同で川上村役場にて ご説明させていただくこととしております。以上です。

〇清水委員長 奈良県道路整備基本計画の選択と集中については後でいいですか。

○国中委員 後でいいです。それはご苦労なことだと思うのですけれど、見通しが今語られなかったのですけれど、私は多分、長期化するのではないかと予想するのです。自然災害でいたし方がないとしても。調査、また検討委員会を立ち上げていただくということも一つの前進かなと思うのですけれども、1つは、見通しがつかなくても地元では生活しているのです。また、経済活動、特にトラック協会も尾鷲市や熊野市、新宮市のほうへ一部来ると聞いていますけれども、ここは鮮魚を運んでいるのです。今、たまたま迂回路がある。迂回路がなかったら大変なことであった。それでも、半時間待たないと、夜中でも交互通行だから。我々としたらどうにかして通行できないのかという思いを、地元の人たちも恐らく持っていると思います。まして、年末を控えて、住民の皆さん、また経済活動をしているトラック等々、商売人は段取りがある。そういう段取りもしているから、ある一定の見通しがつけられたら、調査のための調査ではなしに、何とか一度通っていただこうと、危険だと思ったらストップしても。今でも危険だろうと思います。国土交通省、土木研究所の恐らく指示だと思いますし、山が動いているということも予想はされますけれど。

そういうところも検討は早くしてもらわないと大変なことが起こる。経済的損失や生活の不便さ、特に医療の関係では人工透析を受けている人も現実にいる。緊急の場合はドクターへリもあるだろうと思いますけれど、そういうところも考えながら、次の対策にステップしていただきたいと思う。きょうは説明をしに行っていただくという一歩前進した対策だろうと思うのですけれども、18日の検討委員会は、通すための検討になるのか、それとも調査のための検討になるのか、ここではっきり答えていただきたいと思うのだけれど、いかがでしょうか。

- **〇上村道路管理課長** 交通解放については未定ですが、国道169号高原トンネル安全対 策委員会の中で、原因の究明と交通解放に向けた検討を進めてまいります。
- **〇国中委員** それはそういうことで、よろしくお願いします。

それで、きょうどういう説明をされるのかわからないけれども、大いに地元の皆さんが 期待を持っていると思うのです。18日以降、どういうメンバーが検討委員会に入るかわ かりませんけれども、先ほどおっしゃったように、何とか通行できるための検討を中心に していただきたいと思います。

この問題はこれで終わります。

- 〇清水委員長 関連で、どうぞ。
- 〇川口(正)委員 同じ話しをしたらまた嫌われると思うけれど、スタンスだと思う。きょう、県土マネジメント部など、後から3つ報告がありました。今、国中委員が質問なさった国道169号のトンネルの問題、なぜ、きょう、この委員会で報告をしないのか。各委員に説明回りをしたということだろうけれども、物事の気迫、対処しようという気迫のためにも、やはり公開をしないと。なぜ隠すの。隠しているつもりはないのだろうけれども。奈良高校の耐震の問題も大変な問題だけれど、これはもっと大変です。知らずに通ったら大変です。まだ、高等学校の建築の問題は、夜は子どもは行っていない。昼は行っているけれども、若い子どもばかり。行動力があります。トンネルはそういうわけにいかない。北海道のあのトンネル事故を思い起こすでしょう。私にも説明があった。そのときは何わなかったけれども、南阪奈道路のトンネルの工事を、今やっているでしょう。なぜおくれているのだと。今やっている業者の名前を聞いた。国道169号の亀裂のあるトンネルと同じ業者と違うの。だから、こういった問題は、国土交通省に対しても、施工業者も立ち合わせて検討するというスタンスも大事ではないのかということです。

正月を控えて、年末のせわしさの中での生活利便との関係、仕事の利便との関係などを

考えたら、住民の皆さん、大変です、ご協力くださいというぐらいのスタンスがあってしかるべきではないのかなと。なぜ表に出さないのかと、このスタンスの問題ですよ。返事のしようがないと思うけれども、とりあえず一言申し添えておきます。

〇山田県土マネジメント部長 国中委員からも、川口委員からも、国道169号の高原トンネルの説明を、なぜ公表しないかと。私の判断ミスです。申しわけありません。きのう、ここでかけるかどうかを考えまして、おっしゃったように、事前のご説明をしたので、ここでしなかったというのは私の判断です。国道169号であることと、なかなか安易な状況ではないと専門家からも言われていて、相当時間がかかると思うので、ここできちんと皆さんにご説明して、おつき合いいただくお願いをするべきだったと思います。申しわけありません。私の判断ミスです。

○清水委員長 では、先ほどの国中委員の2問目について。

○松田道路建設課長 国中委員から、道路整備基本計画の改定骨子案の2ページ目の道路整備の進め方、評価の重視と選択と集中というところでご質問いただきました。B/Cというところもおっしゃっています。評価の部分でございますが、事業を進めていきますのに新規事業評価と再評価がございます。新規事業評価を進めていく際に、B/Cという指標もございますが、我々が新規事業を考えていく中では、その事業の必要性、緊急性、地元のご要望の状況、そのあたりを十分見させていただくのと、道路整備の基本計画にございます骨格幹線道路は、県として、まずはここをしっかりやっていかないといけないと、おくれた奈良県にとって非常に大事だという部分と目的志向ということで、現計画で企業立地とか、生活利便とか、安全・安心とか、そういうものを掲げてございますので、そういった目的にしっかり沿ったものかというところを見させていただいます。

再評価につきましては、事業着手しましておおむね5年単位で事業の進捗状況、課題、 今後の見込みといったものをしっかり吟味します。事業を進めていくべきか、一旦とまっ て考えるべきか、そういうことをしながら、事業箇所をそれぞれ見直して、進めていくも のをしっかり進めていくことを引き続き取り組んでいくということで、評価の重視、選択 と集中を掲げさせていただいております。以上でございます。

〇国中委員 わかったようでわからないような答えだけれども。とにかく私たち中山間部、 奈良県全体もそうだと思うのですけれども、私は常に言っているのですけれども、まちづ くりの基本はまず道路だと。まちづくりは道づくりからだと私は思っています。道路がな かったらどんなまちづくりもできない。評価が常に経済的評価、ここを何台通るというこ とを基準にされたときに、全国的に反対ということがあったと思うのです。だから、その二の舞ではないかと思って私は、あえてこの言葉の内容を聞かせていただいたけれども、確かに地元の皆さん方の協力、また、用地の確保が必要です。建物であればここがだめだといったら、こちらへ建てようということはできるけれども、道路はそういうわけにいかない。連なってこその道路。奈良県は残念ですけれども、一本でさあっと抜けた道路は一本もない。入り口が狭くて、奥へ入ったら広い、また狭い、このような道しかない。曲がりくねった道だと。この総合評価的な、今おっしゃったことは私も理解します。ただ、車がここに何台通る、トラックが何台通ると。流れていく総量ばかりを基準にしていったら、田舎の道は前に進まない。そう思いますので、そのようなことのないように、路線の選択と集中をしていただいたらなと。これで終わります。

〇清水委員長 ほかにございませんか。

○大国委員 最初に、県営住宅の未使用になっています住戸の状況等についてお尋ねをしたいと思います。先ほどもご説明がございました高齢者居住安定確保計画等の内容を見ても、今後、高齢化がますます加速する中で、住居は大変重要だと。しかも、安心できる住みなれた地域での住居の確保というのは本当に重要だと認識しているところでございます。

現在、県営住宅が、8,170戸あるとお聞きをしてございます。しかしながら、地域を回ってみますと、空き部屋が結構目立っていまして、少し気になっていたのですけれども、さまざまな県民の皆様から、またご利用の方々からお声をいただきました。まずは県管理の住戸の、募集停止は除いて、利用されていない戸数はどれぐらいあるのかお聞きしたいと思います。また、そのうちの低層階のお部屋はどれぐらいあるのか、まず、お答えをいただきたいと思います。

○塚田住まいまちづくり課長 募集停止団地を除いた空き家の住戸数は、全部で966戸あります。そのうち、悪臭等の原因があって募集ができない住戸を除きますと797戸になります。このうち、1階、2階にある住戸が合計で309戸になります。この309戸の中には、改修済みのものもありますし、改修ができていないものもあります。以上になります。

〇大国委員 さまざまな理由で空き家になっていることは理解できるのですけれども、今 すぐにでも改修すれば利用できる住戸がその中でもかなりあるのではないかと感じている ところでもあります。今後、改修計画はどのようになっているのかお聞かせをいただきた いと思います。 **〇塚田住まいまちづくり課長** 県営住宅の住戸の改修につきましては、退居した後、住戸の状況を確認させていただいて、どの住戸を改修するか具体的に決めさせていただいております。応募倍率が高い、単身で入居可能な住戸や、エレベーターが設置されている団地の住戸、それから低層階の住戸を中心に修繕を行っております。今後も高齢者への配慮等を含めて、応募者のニーズに対応できるよう、住戸の修繕を進めていきたいと考えております。以上になります。

○大国委員 今、高齢者居住安定確保計画の中でもありますように、加齢に伴って身体機能が低下したり、介護が必要になった場合において、階段を上がるのも大変だという方がたくさんいらっしゃると。4階、5階にお住まいの方などで、低層階に移りたいという方もいらっしゃると思いますけれども、なかなか移っていただくような体制が進んでいないのではないかと思っています。1、2階で空き家が309戸ということでございますけれども、こういうニーズが高いところがたくさんあると思います。

個別の事例で恐縮ですけれども、どうしても体が動かないという方がいらっしゃいまして、優先順位も高いということで、下の階の部屋をご紹介いただいたみたいですけれども、中を見ていただくと住める状況ではなかったと。その低層階の部屋に入るとなると、入る方がご自身で改修してくださいというお話でございましたので、見積もり等をとられてびっくりされたようでございます。その費用を利用者が負担してまでも入る必要があるのかどうかだと思います。前に入っていらっしゃった方が退居される際に、消耗的な部分は除いて、原状復帰するのは当然ルールで決まっているわけでございますが、何らかの理由でそれができなかったと。それも劣悪な状況で出ていかれた場合、ここは県がやるべきことではないのかなと、私は思っているのです。個別の事案で恐縮でございますが、そういった場合、県としては次に入られる方が改修するのがルールだというのか、それは県としてはやらないといけないと考えていらっしゃるのか、この辺を明確にしていただけませんでしょうか。

〇塚田住まいまちづくり課長 まず、県営住宅につきましては、県のほうで修繕するのが 原則になっております。ただ、大国委員がご質問いただいた事例のように、今、県営住宅 にお住みの方が、例えば加齢等によって階段の昇降が難しいとなった場合、低層階の住戸 に住みかえができる住戸がえという制度を設けております。通常の入居の場合は、広く一 般にこういった住戸がありますと募集をかけて、応募が複数ある場合は抽せんをさせてい ただいているのですけれども、こういった事情がある方については特定入居ということで、 公募によらず入居していただける制度を設けております。現在、県ではそういった特定入 居という特例的に入居していただく場合に、修繕を入居者にお願いしているところです。

今回、たまたまあいている1階の部屋は修繕費用がかなり必要だということでお断りになった事案は、当課としても把握しているところです。今後、特定入居の修繕費については、今までは特例的な運用ということで、先ほど説明したような制度になっているのですけれども、他府県の状況等を研究していきたいと考えております。以上になります。

- **○大国委員** また、研究をしていただければと思います。ただ、やはりニーズの高い低層階の部屋は、改修の優先順位は高いと思います。それが改修できていたら、そういう費用を持ってまでも入りますかという話はないと思いますので、優先順位をもう少し見ていただいて、当然予算も要ることですし、空き家になっていること自体、家賃が入ってこないわけですから、それだけ県営住宅を運営する上でも大変損失が大きいと思います。この改修は重要だと思うのですけれど、最後に、まちづくり推進局長に答弁をお願いします。
- ○増田まちづくり推進局長 今、大国委員がおっしゃいましたように、単身で入れる住戸 も非常に必要だと思います。今後、そのような優先順位を考えて改修してまいりたいと考 えております。以上です。
- **〇大国委員** 耐震も含めて一度よく調査していただいて、効果的な改修をお願いしたいと 思います。これはこれで置いておきます。

もう1点でございますけれども、平城宮跡周辺のまちづくり、渋滞対策等は、これまで も進めておりますけれども、ことし1月に大和西大寺駅東側の4つが改良すべき踏切に指 定されたということもありまして、奈良市、奈良県、そして近鉄との協議が進むものと期 待をしていたところでございます。なかなか現状は進んでいないということでございまし たけれども、現状でそれぞれの協議あるいは連携がどのような形で進められているのかお 尋ねしたいと思います。

〇加納地域デザイン推進課長 大和西大寺駅、平城宮跡周辺における街路渋滞対策につきましては、大和西大寺駅周辺の鉄道と道路の立体交差化に関すること、平城宮跡からの近鉄奈良線の移設案に関すること、近鉄奈良線の移設案に伴う本地域の交流促進、駅周辺の交通結節機能の強化に関することなどについて、より具体的な検討を行うため、県からまちづくりの中心的役割を担う奈良市、鉄道事業者である近鉄に働きかけ、平成29年4月に3者での連携協定を締結したところでございます。

この協定締結後、三者協議を継続して開催してきたところでございますが、協議がなか

なか進んでいないというお叱りを受けたところでございますけれども、この協議の中で、 近鉄からは大和西大寺駅の立体交差化について積極的に検討していく姿勢が示されており まして、今後も引き続き早期に成案が得られるよう、全力で協議を進めてまいりたいと考 えております。以上です。

〇大国委員 お叱りではなくて、指摘でございます。

今、ご答弁ありましたけれども、近鉄からも姿勢が示されたということでありますが、 もう少し内容を教えていただけませんでしょうか。

〇加納地域デザイン推進課長 直近の協議の場で、近鉄からは大和西大寺駅の高架化についての検討状況の報告がございました。ただ、この検討内容につきましては、現時点で未確定要素が多くありまして、公表することによって、それが公になれば市民に誤解や臆測を招くおそれがあるため、その辺についてはコメントを差し控えさせていただきたいと考えております。

○大国委員 微妙な部分でございますが、しっかりと協議を進めていただくのが非常に重要と思っています。また、時期が来れば、いろいろ詳細にお聞きしたいと思っています。少しずつでも動いておれば、少しは安心しておりますけれども、期限が決まっており、国土交通大臣に対しての報告が要りますので、しっかりとご協議をお願いしたいと思います。

最後に、要望でございます。先ほどトンネルのメンテナンス等に絡む大変重大な事案が、 議論されたところでありますけれども、私の住む奈良市の枚方大和郡山線、ちょうど富雄 駅から北の部分でございますけれども、昨年の10月に亀裂が入り、陥没をいたしました。 大変交通量の多い道路でございますけれども、すぐに対応していただきまして、住民の方 も一安心されたようでございます。

しかしながら、朝から徐々に亀裂が大きくなっていくのが目に見えてわかるという状況で、これはえらいことだということで電話があったわけでございますけれども、そういった道路の空洞化等、前回の委員会でも質問させていただきましたが、維持管理等、メンテナンスが非常に重要だと感じられるわけでございます。

その後、住民の方も安心をされていたのですけれど、最近また、おかしいというお話をいただき、きょうの朝見てまいりました。私も少しずつ沈んでいるような気がいたしました。奈良土木事務所に確認すると、認識はしていただいているようでございますけれども、早く調査などをしていただくことが重要です。通勤の車も大変多いですし、経済的にも重要な路線でございますので、その辺のところをしっかりと連携をとっていただいて、大き

な事故につながらないように、経年変化等もしっかりとデータをとっていただいて、未然 に点検をお願いしたいと思います。この点は、要望とさせていただきます。よろしくお願 いします。

- **〇清水委員長** 上村道路管理課長、場所はわかっていますか。
- **〇上村道路管理課長** 今の時点では認識できていません。
- **〇清水委員長** 奈良土木事務所ときっちり連携をとってください。
- 〇上村道路管理課長 はい。
- **〇清水委員長** ほかにございませんか。
- **○岩田委員** この10月から1,000平方メートル以上の開発には調整池をということを聞いたのですけれど、1,000平方メートルといったら1反です。今まで3,000平方メートルだったと思うのだけれども、今まででも開発許可申請を逃れるためにミニ開発が乱開発的になっているが、1,000平方メートルとなると、ミニミニ開発になっていくのではないかと。この1,000平方メートルというのは、どうしてこのようになったのか、答えてくれますか。
- ○岡部河川課長 大和川流域ではこれまで昭和57年の大水害を契機にしまして、それ以降、総合治水対策ということで、流す対策とあわせまして、ためる対策に取り組んでいるところでございます。この中で、開発に伴う調整池につきましては、これまでは3,000平方メートル以上の開発については調整池の設置ということでお願いしてきたところでございます。昨今の社会情勢等、小規模の開発もふえているということで、昨年の9月議会にかけさせていただきました大和川流域における総合治水の推進に関する条例で、4月1日より施行しているところでございます。この条例において、1,000平方メートル以上の開発について、調整池の設置義務を位置づけさせていただいているところでございます。

なお、4月1日から施行でございますけども、調整池につきましては、一定の周知期間を設けるということで、10月1日から適用させていただいているところでございます。

1,000平方メートルのところで池がそもそもつくれるかという心配もあるというお話も今いただいておりますけれども、私が聞いていますのは、条例の施行に当たりまして、これまで3,000平方メートル以上で基準を設けていたのですけれども、流域内の5市1町におかれては、もう既に1,000平方メートル以上で調整池の設置というのを指導されているといったところです。実際に1,000平方メートル以上で調整池を設置して

進んでいる市町もあったというところも踏まえて、1,000平方メートル以上の設置を 決めたところでございます。

また、小規模の開発をする際には、1へクタール以上ですと必ず池を設置していただくのですけども、小規模の1,000平方メートル以上1へクタール未満につきましては、例えば透水性舗装とか透水ますなどにすることによって容量の緩和規定もございます。そういった中で、何とか貯留なり浸透で取り組んでいただきたいということで、条例を施行させていただいたところでございます。以上でございます。

○岩田委員 先ほども言いましたように、その条例制定のときにこういう意見を述べないといけなかったけれど、10月からということで、いろいろなところから入ってくる意見では、3,000平方メートルのときでも開発許可申請逃れでミニミニ開発になってくる。今、透水性とか、簡単な方法でできるという意味で言っているけれど、みんな所有者にかかってくるから、大和川流域の昭和57年災害はわかるけれども、私の意見としては、1年ぐらい断続的に見て、実際に今の条例でいいのかどうかもう一度見きわめていただきたいと思うのです。5市がもう、同時に条例でやっているのですか。5市と1町と言っていましたけれど。

○岡部河川課長 大和川流域5市1町ということで、大和高田市と葛城市、天理市、橿原市、桜井市と田原本町におかれては、独自に開発の際に1,000平方メートルで設置してほしいという指導をされているということです。特に条例等で定めているということは聞いてございません。以上でございます。

〇岩田委員 今、初めて条例でやるわけだから、私の意見として、1年ぐらい様子を見た 結果で、また検討していただきたいと要望しておきます。

〇清水委員長 その他ございませんでしょうか。

○川口(正)委員 私が発言をするのは課題の共通認識をお互い持ちたいという意図である。それぞれセクション、担当があるわけですけれども、それぞれの課の皆さんはご存じであるけれど、1つ課をまたがれば、関連のする課題であったと認識ができてない場合があるから、あえて広い場で問題を突き立てる。皆さんもそういうスタンスであってほしい。私もそういう意味で、この間聞きましたという話をまた私は皆さんにするわけです。特に県土マネジメント部長にはたくさん言ってあると思うけれど、あなたに言っただけでは、あなた一人で仕事をするのではないからね。そういう意味で、私に言えばきちんとするのに、皆に言わなくてもいいではないかという不満があると思いますけれども、その不満を

承知で私は申し上げる。

1つは、アンカールートは、どういう仕組みで、アンカールートという一本の事業なのか。

要はアンカールートという構想の中に、この地域はこういう部署、こういう内容でやっていますという一本の計画をひとつ浮き彫りにしてもらいたいなと思うわけです。アンカールートは、お互い大きな関心事だと私は思いますが、あえて問題提起をしておきます。きょうは遠慮は要らないですけれど、興味深いことを申し上げます。きょう、資料をもらいました。これを見たらいっぱいあるのです。全部はわからないです。文章や表現そのものは皆、立派ですね。だけれど、全体像としてはわからない。だから、私は質問の仕方も知らない。だけれど、質問をする。知らないのに質問をするのだから、何を言っているのかということになりましょうけれども、我々、県民の側はいろいろな角度で、いろいろな表現で問題を見詰めているという意味で聞いてもらいたいわけです。

1つは、水道料金の問題です。水道局も一生懸命やってくれています。県水を中心に対応を統一をしていこうということであるからいいことだと私は思うのです。この間、本会議場でも水道料金にかかわっての質問が出ていました。政府がそういう方針を出したと聞いたわけで、私は、その内容を知らないのだけれども、官民連携と書いていますけれど、官民という表現を問うたら、水道局がやがて民営化されるのかなという連想が生まれてくるわけです。そういうことで、民の協力とは一体何なのか、それから水道料金にかかわっても格差があると私は思うのです。大和高田市が一番高いと誰かが言っていましたけれども、私も定かではありません。いずれにしても、今は、県水を各市町村が利用なさっているとは思いますけれども、実態はどうなのか、市町村によって水道料金が違うと思うのです。これをみんなに整理をして教えてもらいたいなと要望しておきたいわけです。いずれにしても、公営事業でありますから、やはり民という言葉が挿入されることよって、民営化の方向という考え方が、今は表には出ていないけれども、潜んでるのではないか、疑いも出てくるのはやむを得ないことだと私は思うので、それを払拭するためにも明らかにしてもらいたいと思うのです。

それから、御所市の産業集積地、いろいろ苦労をかけて頑張っていただいています。お 礼申し上げます。

けれども、随分おくれました。苦労していただいた割には、地元の協力体制がうまく整 わなかったという面もありますが、ようやくまとめていただいた。そこで、地権者との譲 渡の関係をいつまでにまとめられるのか、あるいは発掘調査とか整地だとかがありましょうし、この団地を活用していただく事業所への啓発も既になされているとは思いますけれども、その動きがどの程度にまとまっているのか、見通しはどうなっているのか、スケジュール的なことを知りたいと思うわけです。

それから、入札価格の公表は改めたほうがいいと、国土交通省の言う方法に足並みをそろえたほうがいいのではないかという前々からの私の注文です。奈良県と福岡県だけが国土交通省の言うことを聞いてない。奈良県方式がいいと胸を張って言いながら、国土交通省に対して、あれをやってくれ、これをやってくれという注文をうまくつけてなさるだろうなと思うわけです。悪いことに、右へ倣えしなさいという意味で、国土交通省方式に従えと言っているのではないのです。この方式は国土交通省のほうが正しいと思う。私は国土交通省に対しては不満もたくさんありますけれど、この入札の方式は国土交通省が正しい。これは、知事に伝わっているのかどうか、もちろん選挙には私はこれを表に出そうと思っているのです。そのつもりでいていただきたい。私は、また県会議員に立候補しますから、これを貫こうということです。だから、あえて宣言します。知事にもはっきりまだ言ってませんから、皆さんのお伝えの仕方によって、また大げんかになるかわかりません。ひとつご承知おき願っておきたいと思います。

それから、下水道の利用実態調査をやっていただいたと思いますけれど、何か成果がなかったか。平穏に調査が進んでいますというだけでは、この実態調査はいいかげんだと私は申し上げなければならない。業種、業界ごとの実態なども、上水道をどれだけ使っておられるのか、あるいは地下水をどの程度利用なさっているのか、そして下水がどれくらい量が出ているのか、ご苦労かけていろいろ調査していただいておりますが、今日まで調べられた内容、成果を上げていただきたいと。なぜこういうことを言ったか、いろいろ間違いがあったから、私が指摘をしたわけで、是正していただいて喜んではおります。善意で企業が損失をした場合には是正してあげないといけない。下水量を免れるという悪質な実態は、なくさないといけない。下水道の場合も健全経営をなさる必要があろうと思うわけです。そういうことで、私はこういうことに関心を持っているということをあえて申し上げておきたいと思います。

ということで、何をおっしゃるのかということであれば、どうぞ答弁してください。

- ○清水委員長 先に、関連を。
- ○国中委員 入札の問題で、今、川口委員が予定価格の公表はだめだという話があったの

ですけれども、たしか前に私が委員会で申し上げた表彰規定、表彰いただくとアドバンテージを持っているわけです。仕事の評価は、公共事業だからきれいにしてもらって当たり前。ただ、していただくのだったら、私は表彰状ぐらい出したい。むしろ、悪いと言ったら語弊があるけれども、減点制にすべき。加点をするというのは、アドバンテージ、常に総合評価でやるのだから、これはいかがなものかということでこの前も問題提起をさせてもらいました。

それともう一つ、また建築施工にかかわって画期的な技術を提案する、私はそれもよか ろうと思います。例えばトンネルを掘るのに新しい工法を開発したと、カルバートするの にこういう開発をしたと。また、トンネル一つにしても、みんなが必要だといってやって いるけれども、新しい画期的な工法で事故が少なくなった。そういう提案なら、私は技術 提案はいいけれど、今、業者は安全対策ばかりの技術提案を言っているわけだ。今までだ ったら100メートルぐらい手前から赤い三角のコーンを置いて工事中ですよと、それが 500メートルになって、今、もう2キロメートル手前からガードを置いて、それで安全 対策業者ですか。この安全対策みたいな技術提案は当たり前の話です。なのに、それも一 つの技術提案の評価として皆さんが審査をしていると思います。だから、このような技術 提案は、私は違和感があって仕方ない。鉄筋を入れなくても最高に強度があるとか、例え ばこの間からも、今は、工事がストップしていますけれども、コンクリート擁壁がそのま まクラックも入らずに20センチほど移動しているわけです。その当時はそれでよかった のかもわからないけれども、普通、無筋の重力式の擁壁なら、ジョイントでとめるように するはずです。私の言っていることを聞いて、皆、わかっていますか。無筋だからと移動 して、相当な経費を費やして、また道も大きな経済損失をしている。今やっと仮設道路を 通してもらっていますけれどもね。だから、そういったことで、技術提案をもう一度見直 すべき、廃止すべきだと私は思います。一応要望しておきます。

〇清水委員長 今、5点、お二人の委員から要望と質問がございました。まず、アンカールートの呼称全体に対して何を指しているのか。

それから、2点目は、水道料金について、国のほうでも法律の改正がされましたけれど、 官民連携ということになれば民営化を連想するのではないかということで、まずは市町村 水道の料金実態を整理した資料を提出いただきたいということでございました。

3点目は、御所市の産業集積について、スケジュール等々をお求めですけれども、ほかの委員会とも重複しますので、なかなか詳細にわたってというのは難しいかもしれません

けれど、当委員会所管分についてはご返答いただきたい。

それと、4点目、今、お二人の委員から、現行の入札方法について疑義があるということでございます。

5点目、下水の利用実態について、井戸水の不適正排水について全体的な結果が出ていると思うので、この内容について明らかにされたいというご指摘がございました。

この中で答弁すべきものが今できるのであれば、ご答弁いただきたいと思います。

○松田道路建設課長 今の1点目のアンカールートでございます。先ほどご報告させていただきました基本計画の改定骨子案の2ページの左上のほうにアンカールートの事業推進と書いてございますが、こちらにつきましては、紀伊半島アンカールートの事業推進という意味で書いてございます。紀伊半島アンカールートにつきましては、国が整備しております京奈和自動車道、県、あるいは国が整備しております国道168号、169号、それと紀伊半島の海沿いにございます紀勢線、これらを含めまして、いかりの形に似ているということで紀伊半島アンカールートといっております。それぞれの事業は国、県、あるいは国道168号、国道169号は国の権限代行事業で進めてきておりますが、県の政府要望、あるいは3県知事会議、そういったところの要望で紀伊半島全体の強靱化、防災力を高めようということです。道路の非常に大事な部分ということで取り組んでいるものでございます。以上でございます。

〇加納地域デザイン推進課長 御所市の産業集積地のスケジュールでございます。

現在、今年度中の事業用地の一括買収に向けて進めているところでございます。平成3 1年度から都市計画等の手続、文化財発掘調査、平成33年度から造成工事に着手し、完 了した後に、平成34年度以降、順次民間に売却していくスケジュールでございます。

○郡水道局総務課長 私からは今現在の国の水道法改正に伴う民営化と、我々が今やっております県営水道と市町村水道の一体化で進めております官民連携の考え方と水道料金についてご答弁いたします。

今、水道局は、県域水道ビジョンに基づきまして、県域水道一体化の取り組みを進めているところです。ここでいう官民連携というのは、市町村と県との一体化、連携ということでございまして、運営主体を民間にするという考えは、今のところはございません。基本的には業務効率化を目指して官民連携を行っていくという取り組みを検討しております。

それから、水道料金につきましては、今現在、県営水道の用水供給事業で卸売事業を行っておりますので、各市町村の水道局でそれぞれ水道料金を定めております。これについ

てはそれぞれ市町村によって異なってきておりますので、資料を提供するということでか えさせていただきたいと思っております。以上です。

○浅田建設業・契約管理課長 4つ目の入札価格の事前公表につきましては、6月議会におきまして、業者育成という点から事後公表にする必要があるのではないかというご意見もいただいております。その後、課内でいろいろ議論を重ねてまいりましたが、まだ議論が十分できておりません。入札にかかわる不正を防ぐという観点から、現行の事前公表にまさる答えがいまだに見つかっておりません。大変申しわけございません。

ただ、建設業は地域の生活や振興に大きくかかわる業界で、県内建設業者の育成は非常 に重要であると認識しております。引き続き議論を重ねるとともに、県内建設業者の育成 に努力してまいりたいと思います。以上です。

○小西下水道課長 井戸水の不適正排水につきまして、市町村と一体となって、平成28年度から取り組んでおります。平成29年度につきましては、事業所の戸別訪問、広報周知、それと市町村条例の強化、改正ということで取り組んでおります。昨年度は水使用の多い300ほどの事業所について、戸別訪問を行っているところでございます。その中で、無届けの井戸が2例ほどあったと聞いておりますし、広報周知によって、問い合わせがあって改正されたということも聞いております。一定成果があったということで、引き続き、商工会、連合会などの広報誌に、届出が必要であることと戸別訪問をしている取り組みについて広報をさせていただいているところでございます。

また、水使用等の詳細につきましては、また追って説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〇清水委員長 今、お二人の委員からご指摘並びに要望がございました。答弁できる範囲で、今ご答弁いただきましたけれど、全てを満足しているとは私は思いませんし、今後とも研究を重ねられて、早期に返答ができるものについては、改めて当委員会でご報告をいただきたいと申しておきます。よろしくお願いします。

では、ほかに質問ございませんでしょうか。

○太田副委員長 私から3点質問させていただきます。

まず、流域下水道の管理等市町村負担金の単価の引き下げを求める意見書がことしの9 月に奈良市議会から提出されております。県として、まずこの意見書についてどのように 捉えられていらっしゃるのか、その点について、まずお伺いをしたいと思います。

〇小西下水道課長 流域下水道の維持管理負担金について、奈良市議会から意見書が提出

されていることについてどのように考えているかということでございます。

奈良県の流域下水道には大和川第一処理区、第二処理区、宇陀川処理区、吉野川処理区 の4つの処理区がございます。流域下水道の維持管理負担金につきましては、昭和59年 の大和川第二処理区や昭和62年の宇陀川処理区など、各流域下水道の供用開始時に関係 市町村と協議をして決定しているところでございます。

従来、県が行います流域下水道の維持管理費用につきましては、昨年9月議会で知事が 答弁しているとおり、例えば宇陀川処理区の供用開始時に県営水道の重要な水源である室 生ダムの水質保全を図り、当該地域を含め、県民が広く受益するものであること。また県 民の下水道使用料は均衡を図ることが望ましいことなどから、接続する県下の28市町村 に対しまして、同一単価で汚水量に応じた負担を求めているところでございます。

奈良市議会からの意見書の趣旨といたしましては、奈良市の汚水を処理している第一処理区の処理原価で試算した場合と比べますと、奈良市の負担が大き過ぎるため、短期の見直しを求めるということを奈良市の担当部局から伺っております。その際に、県から市に対しまして、県営水道の重要な水源の水質保全を図り、当該地域を含め、県民が広く受益するものであること、また県民の下水道使用料は均衡を図ることが望ましいことから同一単価の考え方であると、改めて説明し、理解を求めているところでございます。以上でございます。

○太田副委員長 ありがとうございます。市町村の負担金の規定というところで、下水道 法第31条の2で、その利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度においてとい うことで、宇陀川浄化処理センターなどについても、奈良市もその利益を受けているとい うお話であったと思うのです。奈良市ではそのような理解はされていないと思うのです。 その点、奈良市とのお話し合いの中で、下水道法の市町村負担金の規定については認識に 不一致があると、私は今のご答弁を聞いて思いましたけれども、そういう状況になってい るということでしょうか。

〇鳥居県土マネジメント部河川政策官 先ほど下水道課長が答弁いたしましたけれども、趣旨について、もう一度繰り返して申し上げます。宇陀川処理区を供用したとき、宇陀川地域の住民の方々が受益をするわけではないと、県営水道の重要な水源であることから、宇陀地域を含めて、県民の下水道料金については県全体で均衡を図ることが望ましいという考え方が市町村との協議の中で確立をして、現在に至っていると考えております。下水道に限らず、県では各市町村の状況に目配りを図りつつ、県内全体で均衡のある発展をす

るという長期的な視点から公共事業を推進していくことが重要であると考えております。

なお、先ほど奈良市と県の認識の違いがあるのではないかというお話でございますけれ ども、奈良市のほうは県の考え方も一定理屈があると伺っております。一方で、市議会で のご主張もあるので、今後話し合いをしていきたいとも伺っております。以上でございま す。

○太田副委員長 先ほど来お話を聞かせていただいているのですけれども、奈良市議会での市の答弁などを見ておりましたら、この浄化センターで奈良市など14市町の汚水処理をしているけれども、実際にかかった費用よりも10億円も多く負担させられておりまして、その分が県内の他の3つの処理場の赤字の穴埋めに使われていると、浄水場ごとの事業運営ではなく、県単位で経営しているのは奈良県、東京都、沖縄県だけだと聞いていると。この下水道法では受益を受ける限度において負担させるとなっているにもかかわらず、そうなっているというお話があります。奈良県全体で奈良市の方も利益を享受しているという認識にはなっていないと思うのです。この間、奈良市の上下水道事業運営審議会におきましても同様の立場で見解を述べられていると思うのです。こうした状況をもって、私はこの下水道のあり方はもう少し深い議論や検討が必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○鳥居県土マネジメント部河川政策官 先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、昭和62年当時、宇陀川流域下水道事業が供用を開始したときに、全ての関係する市町村も交えて諮られた合議をもとに今があると県としては認識いたしております。先ほども申しましたように、そのことについて、完全に認識のずれがあると私は思っていませんけれども、その認識のずれがもしあるのであれば、それは話し合っていかなければならない問題であると認識いたしております。以上でございます。

○太田副委員長 この浄化センターの市町村負担金の問題ですけれども、奈良市を含む浄化センターで市町村から負担してもらったお金が、現在では第二浄化センター、宇陀川浄化センター、吉野川浄化センターの穴埋めに使われている状況になっております。そこで、奈良県流域下水道事業費特別会計の繰入金を見ておりますと、総務省が繰出基準を示されているのです。例えば平成25年であれば、本来であれば12億6,400万円を一般会計から繰出しをしなければならないにもかかわらず、実態としては4,400万円、その後も12億円から1億円ぐらいを、総務省の基準としては繰出してくださいと示されているのですけれども、大体7,000万円ということですので、10分の1以下の金額しか

実際には繰出れされていない。この状況を改めることがこの問題を解決する一番の施策ではないかと思うのですけれども、その点、どのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

〇鳥居県土マネジメント部河川政策官 下水道事業は、昭和40年代から始まっておりまして、建設に関する負担についても、汚水処理の料金を市町村が徴収された部分から後ほどいただいている部分がございます。建設当時はまだ汚水処理も少ない状況でございますので、当時、県が起債した償還部分については、市町村からお金をいただかずに、県で全部償還をしている部分もございます。数字は今手持ちにはございませんけれども、そういう過去からの累計をもって比較してみますと、まだ県のほうが市町村に対して出し過ぎの状況にあると認識をいたしております。県としてはトータルで物事を考えているつもりでございます。以上でございます。

○太田副委員長 確かに昭和44年から累計で見ますとそういう考え方もあろうかと思う のですけれども、ここ数年で見ますと、非常に県の繰出しが少ないことが、例えば奈良市 の下水道事業を圧迫しているという状況にもなっております。議会や監査委員からも意見 が出ておりますので、そこはしっかりと納得のいくような形で進めていただきたいと思い ます。

これはこれで置いておきまして、次、斑鳩バイパスについてですが、県道大和高田斑鳩線から東側の自治会の地域に、道路計画策定のための測量に入らせてほしいと、これは国の直轄事業ですけれども、奈良の国道事務所と町の職員が自治会長宅を訪問されました。この自治会は、このバイパス整備の話が持ち上がった当初の40年前からずっとこの建設には反対という意見を掲げている自治会ですけれども、これからどうなるかという不安の声が上がってるということです。そして、住民の声を聴かずにこの建設を進めてきた国に対する不満の声も上がっているということですけれども、こうした状況を県として把握されているのか、また把握されているならばどのような認識を持っていらっしゃるのか、その点について、まずお伺いをしたいと思います。

- **〇松田道路建設課長** 県道大和高田斑鳩線から東側の1自治会が斑鳩バイパスの計画に関する反対というご意見、計画中止の要望を出されていることは認識してございます。
- ○太田副委員長 平成28年12月6日に近畿地方整備局の事業評価監視委員会が開かれ ておりまして、これは国の事業について進捗事業などを確認して、事業の方向性とか必要 性について評価する委員会です。そこで一般国道25号斑鳩バイパスについても議論がさ

れております。それを実際に私も見せていただきましたら、委員が、そこで発言されているのですけれども、反対住民の主張が以前と変わっていて、以前は排ガスや交通対策の話が出ていたけれども、それについては国で既に対応されており、地元では既に理解を得ているかのような議論であったり、また事務局からバイパス道路の整備が学童の通学の安全につながる、法隆寺への観光ルートにもなって地元にもメリットがあるという説明がされています。これまで地元自治会に対しては国から全く説明もなく、意見聴取もされていないと、しかし、国でこのような議論が進められているといった状況は、県では、先ほど反対の意見があることを把握しているというお話だったのですけれども、このことについてはいかがでしょうか。

○松田道路建設課長 平成28年12月の斑鳩バイパスの事業再評価のことだと思います。 これにつきましては、近畿地方整備局の事業評価監視委員会で再評価するに当たりまして、 事業者でございます奈良国道事務所が再評価資料をつくって、委員会の審議をしたという ところでございます。

この再評価をする際に、平成28年のその前の再評価委員会で、附帯意見が出ていました。県道大和高田斑鳩線から東側の、通称8工区と呼んでいますが、そちらの工区の代替案や交通量、景観、大気、環境等を定量的に提示して、今後の対応方針を具体的に検討するという意見が出ていました。その意見に対する対応といたしまして、バイパスの計画をそのまま進めるのか、あるいは整備をしないのか、あるいは手法として現道拡幅によるのか等の検討が行われて、交通課題への改善、景観、大気、環境への影響等、そういう面から評価を行って、今のバイパス計画案が最も優位という判断をされたと聞いてございます。以上です。

○太田副委員長 ご答弁いただきましたように、その附帯意見の中で、次回、再評価時に その8工区については代替案とか、将来交通量、景観、大気、環境等について、定量的に 提示をし、今後の事業の対応方針を具体的に検討することとされております。その附帯意 見への対応として、先ほど道路建設課長から述べられましたような案なども検討されたけ れども、最終的には現行案がいいということで判断がなされていると。

でも、ここでも住民に対して、聞き取り調査も行われていないと、沿線住民の声や意見などが全く反映されないまま、この計画で行くという結論が出されているという状況になっております。国でこうした事業が進められていく際に、地元でこれまで40年以上にわたっての、ここにはそういう道路は必要ないという意見が全く反映されてないのです。県

にも近畿地方整備局からこの事業評価監視委員会に諮る対応方針の作成に係る意見照会ということで、平成25年と平成28年の2回にわたって回答をされております。そこには早期整備が求められているとか、事業の継続が妥当と書かれているのですけれども、先ほど私が申し上げたような地元の意見、このバイパスに関してはつくらないでほしいと、建設反対を掲げていらっしゃる皆さんの声が全く反映されていないのですけれども、これはなぜでしょうか。

〇松田道路建設課長 斑鳩バイパスの経緯からご説明させていただきたいと思います。こ の事業は、非常に古うございまして、昭和47年度に事業化されております。経緯といた しましては、その翌年度に沿線の10自治会で計画白紙撤回の協議会が設立されておりま す。その後、平成26年1月には協議会が解散という経緯がございます。現在では、1自 治会が中止の申し入れをされているという経緯がございます。平成28年度の再評価での 平成25年度の再評価委員会から出された附帯意見に関する検討状況でございますとか、 斑鳩バイパスの現在の進捗状況でございますが、全体4.7キロメートルございます、真 ん中あたりから竜田川あたり、モデル区間から竜田川までの現在1. 1キロメートルが供 用されていまして、現在、そこから国道25号の三室交差点を向いて、事業が進められて いるところでございます。それと、モデル区間から東側も用地買収が進められているとい う事業の進捗状況もございます。あと県知事に対する意見照会とあわせまして、地元の斑 鳩町長のご意見も聴く形になってございます。町からも交通安全の向上、観光アクセス、 そういうものも期待されるという事業推進のご意見も出されております。それとあわせま して、地元の斑鳩町からは、国、県に対しまして、このバイパスの整備促進の要望も出さ れております。時代とともに状況の変化でございますとか、奈良国道事務所で検討された 状況でございますとか、事業進捗状況、そういったものを踏まえまして知事意見を出させ ていただいているところでございます。以上でございます。

○太田副委員長 この事業評価監視委員会の議事録を見せていただきますと、幾つもここで議論されている事業があるのですけれども、この斑鳩バイパスについてはかなり踏み込んだ議論もされております。そこの中身はほとんどが地元から反対の声が上がっているけれども、それについてどう考えるのかと、こういう意見が非常にボリュームを占めております。当然、県民の意見でもございますので、私は県としてもこうした状況を町だけの意見を聴いて把握するのではなくて、例えば地元自治会の皆さんの意見も直接聴くとか、40年間にわたってこの事業がまだ進んでいないわけでございますからそれなりの理由もあ

るかと思いますので、その辺はしっかりとつかんでいただきたいと思っております。これはこれでおいておきます。

最後に、奈良公園の高畑家庭裁判所跡地のホテル建設についてですけれども、きのう、 山ノ上町自治会の説明会が開かれまして、私も参加をさせていただきました。奈良公園室 長をはじめ、職員や業者もご参加のもとでこの説明会が開かれたわけですけれども、きの うのこの説明会を実際に開いてみてどのような思いを持たれているのか、まずお伺いをし たいと思います。

○上平奈良公園室長 結果だけ話をさせてもらいますと、いろいろな質疑応答があった結果、最終的には民間事業者が通常の作業時間を延長して工事を実施する場合の地元の協議方法、工事車両の待機方法について再度説明してほしいということで、県と民間事業者としましても、改めて説明する機会を設けていただきますということで、きのうは終わったと思っております。

その中で、どのような思いを持っているかに関しましては、近隣自治会、半径500メートル以内では19自治会あるのですけれども、その中、16自治会の自治会長は賛成だと、鬱蒼とした中を昔の名所時代のものにしてくれることは非常にいいことだということです。あとの2自治会がどちらでもないという状況で、唯一残っている山ノ上自治会が反対されている状況で、きのうの説明会だけを見ますと、反対の方が来られているので皆さん反対ですけれども、全体として眺めた場合は、賛成の方が多いと私は思っております。以上です。

○太田副委員長 反対されている方は一部であるということですけれども、これまで4万2,000筆を超える署名も集まっているということです。私は決して一部の方が反対をされて、あとの自治会の方がおおむね賛成というような思いを持たれているのは、非常に偏った考え方ではないかなと。全体を見るならば、この4万2,000集まった署名も、やはりしっかり受けとめていただきたいと思うのです。先ほど技術的な問題で、車の出入りの問題とか工事の時間の問題とかありましたけれども、本質的な問題としては、古都保存法や風致地区条例、文化財保護法など、厳しい規制によって守られた公園で、なぜホテルの建設が可能なのか。県は都市公園なら便益施設としてホテルも建設が可能だと、きのうも説明があったのですけれども、しかし、公園内で設置が認められているのは公園利用者の利便のために必要なものとか、公園の機能を増進するための施設に限られているにもかかわらず、今回このホテルが建設されるということに対して、皆さんは強い反対意見を

持っていらっしゃることを私は改めて実感をしたのです。その点は、室長はどのようにお 考えでしょうか。

〇上平奈良公園室長 公園に設置すること自身は便益施設になりますので、これは法的に も全然問題はありません。

○太田副委員長 きのう、あの皆さんの雰囲気の中で、その答弁は非常に憤りを感じます。本当にきのう、私もいたたまれない気持ちでした。反対の思いというのは、ただ単に反対のための反対ではございません。これまで守ってきた公園の魅力をどう活用しようとしているのか、それぞれいろいろな思いを持っている中で、今の答弁はないと思います。私はこのホテルの建設について、4万以上の反対の意見もございますし、みんなが本当に魅力ある奈良公園をどうつくろうか、一生懸命考えているにもかかわらず、県が一方的に提示をして、1月7日から工事車両を入れますと、きのうは12月の11日で、あと1カ月もたたないうちに工事が始まるという、これでもう説明を終わりますと、工事をスタートしますと、私はそのように受けとめさせていただきました。県もこれから話し合いを進めるということでございますけれども、ホテルの建設は地元住民の皆さんがあれだけの思いを持っている、それは奈良公園室長も十分に受けとめていらっしゃると思います。その思いはそんなに簡単に受けとめるのではなくて、本当に皆さんの苦しい思いをしっかり受けとめた上で判断をしていただきたいと思います。私はこれからの話し合いはしっかりと見届けていきたいと思いますので、ぜひ奈良公園室長にもそれなりの対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇清水委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

委員長報告についてでございますが、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に 反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論されますか。

- **〇太田副委員長** はい、します。
- **〇清水委員長** では、議第101号及び議第108号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いをいたします。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。 では、これをもって本日の委員会を終わります。